

答 申 書

令和2年12月22日

半田市特別職報酬等審議会

令和2年12月22日

半田市長 榑原純夫様

半田市特別職報酬等審議会
会長 中 埜 喜 夫

半田市特別職の報酬等について（答申）

本審議会は、令和2年12月22日付けで貴職より半田市特別職の報酬等改正に関する諮問を受けたので、市当局、市教育委員会及び市議会に関係資料の提供を求め、広範な角度から慎重に審議を重ねたところ、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 報酬額等について

市長、副市長及び教育長の給料の額、並びに議会の議員の議員報酬の額については、次に掲げる額にすることが適当と判断する。

市長	1,061,000円	(据え置き)
副市長	873,000円	(据え置き)
教育長	774,000円	(据え置き)
議長	547,000円	(据え置き)
副議長	496,000円	(据え置き)
議員	460,000円	(据え置き)

2. 審議経過

審議に際し、考慮した社会経済情勢及び事務局から説明を受けた半田市を取り巻く現状については以下のとおりである。

【社会経済情勢及び人事院勧告について】

○令和2年11月の内閣府による月例経済報告は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる」とし、先行きについても「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される」としている。

○令和2年10月7日の人事院勧告では、特別給（ボーナス）については、民間の支給割合が公務を0.04月分下回ったことから、民間事業所における支給状況を反映して0.05月分の引き下げとした。また、同月28日の人事院勧告で本年4月分の月例給については、国家公務員給与と民間給与との較差(平均△164円、△0.04%)が極めて小さいことから、月例給は据え置きとした。

【本市の財政状況について】

- 令和元年度普通会計決算の状況を見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は84.0%で、前年度数値（前年度86.9%）より2.9ポイント改善した。
- 財政力指数は1.00を上回ると財政に余裕があるとされるが、令和元年度は3か年平均値0.98（前年度0.98）、単年度数値0.99（前年度0.98）と若干の改善はしたものの、今年度も普通交付税の交付団体となっている。
- 地方債残高（土地開発公社分を含む）は、最も多かった平成15年度には約955億円だったが、令和元年度末には約347億円となり、令和2年度末には約312億円を見込んでいる。
- 健全化判断比率である実質公債費比率は0.6%（前年度1.1%）と改善している。

【市長、副市長及び教育長の給料の現状】

- 現在の市長、副市長及び教育長の給料は、これまでの市政運営や財政状況の健全な推移、県内の特別職の年収順位等を勘案し、令和元年度審議会において、据え置きが妥当と判断したところである。
- 令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の社会的な影響や経済的打撃を受けた市民に寄り添うため、市長、副市長及び教育長は特例条例を定め、令和2年7月から自ら給料を減額し、現在に至っている。
（期間：令和2年7月1日から令和3年3月31日の9月間）
（給料減額率：市長10%、副市長5%、教育長3%）

【議員報酬の現状】

- 市議会として広報委員会など幅広く活動しており、現在の議長、副議長及び議員の報酬の額については、市議会の活動状況や県内での水準等を勘案し、令和元年度審議会において、市長、副市長及び教育長と同様に据え置きが妥当と判断したところである。
- 新型コロナウイルス感染症の社会的な影響や経済的打撃を受けた市民に寄り添うため、議長、副議長及び議員も特例条例を定め、令和2年7月から自ら報酬を減額し、現在に至っている。
（期間：令和2年7月1日から令和3年3月31日の9月間）
（給料減額率：議長3%、副議長3%、議員3%）

以上の状況を踏まえ審議を行った結果は以下のとおりである。

【審議会としての意見】

《市長、副市長及び教育長の給料について》

市長、副市長及び教育長の給料の額については、平成27年度以降、市政運営や財政状況、県内各市の給料月額や財政指標等を勘案し、答申に基づき着実に引き上げてきたことにより、県内における特別職の年収順位が改善され、現在は妥当な水準に位置づけられている、という意見が多数を占めた。今年度はコロナ禍の影響を受け、市民生活の安定及び経済回復が喫緊の行政課題であり、一層の取り組みが必要であるとの意見が出された。また、市長、副市長及び教育長が経済的打撃を受けた市民に寄り添うため、令和2年7月から給料を自ら減額したことや、多様な行政ニーズに対して職員が効率的に職務にあたっていることは組織のガバナンスが上手く機能しているとの意見が出された。

審議会の結論としては、市長、副市長及び教育長の給料の額は据え置きとする。コロナ禍の影響を踏まえ、令和2年7月から自ら給料減額を実施した事実は、県下では未実施の自治体もある中、その減額幅や期間等を鑑み、高く評価できるといえる。引き続き、コロナ禍の影響が続く状況にはあるが、今年度の人事院勧告は月例給が据え置きであること、県下における本市の水準は相応の位置にあること、堅実な市政運営等から、据え置きが妥当であるとの結論に至った。

《議員報酬について》

議員報酬については、過去の審議経緯や市議会の活動状況等を勘案し、審議を重ねた。議長、副議長及び議員においても令和2年7月から報酬等を自ら減額したことは評価でき、報酬水準は県下において相応の位置にあることから、据え置きが妥当であるとの意見が多数を占めた。

審議会の結論としては、議長、副議長及び議員の報酬水準は市長、副市長及び教育長の給料と同様に据え置きが妥当との結論に至った。

3. 審議会開催

第1回 令和2年12月22日（火）15時00分～16時20分